

令和6年度農業生産に係るプラスチック検討会 議事要旨

■ 第2回検討会の議事要旨は以下の通り。

1. プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた第5回政府間交渉委員会の結果概要等について

農林水産省より、資料1に基づき、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた第5回政府間交渉委員会の結果概要について説明した。以下の意見があった。

- ・ 議長テキスト(12月1日)の規制を講じるプラスチック製品の基準案に「意図的に添加されたマイクロプラスチック」が含まれていることを懸念。

2. 国内の農業生産に係るプラスチック対策事例等について

2.1 JA全農におけるプラスチック減量化の取り組み

鈴木委員より、資料2-1に基づき、JA全農におけるプラスチック減量化の取り組みについて説明を受けた。以下の質疑応答があった。

- ・ 農業用廃プラスチックをアスファルト舗装材料に混合すると、舗装が削れて発生したマイクロプラスチックが土壌に拡散する恐れはないのか。

→ これまでその点は議論されていない。今後、その点に関する検討を行いたい。

2.2 農業用フィルムリサイクルの歩みと現状について

早瀬委員より、資料2-2に基づき、農業用フィルムリサイクルの歩みと現状について説明を受けた。以下の質疑応答があった。

- ・ RPFの需要家からは塩素濃度が高いB級品でも欲しいとの声があるということだが、具体的にはどのようなことか。

→ 塩素濃度が高いと設備が腐食するので従来はA級品が要求されていたが、現在はRPFが不足しており、また、設備も改良されていることから、B級品でも構わないので量が欲しいということである。なお、一般社団法人日本RPF工業会の品質基準によると、A級品の塩素濃度は0.3%(3,000ppm)以下、B級品は0.3%を超え0.6%以下、C級品は0.6%を超え2.0%以下となっている。

3. 農業生産に係るプラスチック対策の今後の方向性(案)について

農林水産省より、資料3に基づき、農業生産に係るプラスチック対策の今後の方向性(案)について説明した。以下の意見があった。

- ・ EPR制度やデポジット制度を検討対象とするのであれば、それらの制度を導入することでどのようなメリットがあるのか整理する必要がある。なお、デポジット制度が定着している国はまだ存在しないと理解している。
- ・ 「農業者における処理費用の負担」について、処理費用の負担を農業者のみに押し付けることは避けるべきである。農業用廃プラスチックの処理費用は循環型社会を構築するための費用として消費者にも負担いただくことを検討されたい。
- ・ 資材価格の高騰を受けて農業者の経営は苦しい状況にあり、これ以上、様々な負担がかかると営農が継続できなくなる。コスト・品質の負担が生産者だけに被らないよう議論いただきたい。
- ・ 生分解性プラスチックは価格が高いという意見が出ていたが、生分解性プラスチックには処理が不要になるというメリットがある。このメリットを活かした生分解性プラスチックの普及策を考える必要がある。

4. 令和6年度農業及び食品産業におけるプラスチック削減に係る調査・分析委託事業の実施状況の概要について

事務局より、資料4に基づき、令和6年度農業及び食品産業におけるプラスチック削減に係る調査・分析委託事業の実施状況について説明した。以下の意見があった。

- ・ 「調査背景及び目的」の4行目に「EU等」と書いてあるが、「等」はアフリカや島嶼国を指す。特に島嶼国にとっては、プラスチック汚染問題は、生きていく上で深刻な問題になっているという認識を持たなければならない。
- ・ 農ビの使用量は35,000tで、排出量は20,000t、リサイクル量は15,000tとなっているが、先ほど早瀬委員から紹介のあった数値とはギャップがあるので確認されたい。